

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 (建築宅地課) 一
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (同) 七

規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十二号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)

第二条 省令第一条第一項の表に掲げる図書のうち、次の各号に掲げる図書の縮尺は、それぞれ当該各号に定める縮尺によるものとする。

- 配置図 百分の一から千分の一まで
- 各階平面図 十分の一から四百分の一まで
- 立面図 十分の一から四百分の一まで

四 断面図又は短計図 十分の一から二百分の一まで

五 各部詳細図 十分の一から百分の一まで

2 省令第一条第一項のその他所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項に規定する確認済証の交付を受けた場合にあつては、当該確認済証の写し

二 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)第二条第一項の表二百九十九の項イの知事が指定する者が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合することを証する書類(以下「認定基準適合証明書」という。)により当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合することを証明しようとする場合にあつては、当該認定基準適合証明書

三 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合することを認定基準適合証明書類以外の書類により証明しようとする場合にあつては、認定基準に適合することを証するに足りる書類として知事が認めるもの

四 その他知事が必要と認める図書

3 省令第一条第一項の申請書に添える図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請)

第三条 前条の規定は、省令第五条に規定する省令第一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものについて準用する。

2 省令第五条に規定する省令第一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものには、変更に係る部分について変更前及び変更後を明示しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請等の取下げの届出)

第四条 法第二十九条第一項及び法第三十一条第一項の規定による認定の申請をした者が認定を受ける前にその認定の申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届(様式第一号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(軽微な変更の届出)

第五条 認定建築主は、省令第四条各号に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、軽微な変更届(様式第二号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(認定建築主の変更の届出)

第六条 認定建築主について工事を完了する前に一般承継があつた場合の当該一般承継人又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の所有権その他エネルギー消費性能の向上のため

の建築物の新築等に必要権原の移転があった場合の当該移転を受けた者は、遅滞なく、認定建築主変更届（様式第三号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

（工事の完了の報告）

第七条 認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了した場合は、工事完了報告書（様式第四号）に、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われたことについて確認した内容の書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

2 認定建築主は、知事が法第三十二条の規定による報告を求めた場合（前項に規定する場合を除く。）は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第五号）により知事に報告しなければならない。

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる旨の申出）

第八条 認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる旨の申出をする場合は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第六号）に当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請）

第九条 省令第七条第一項の申請書に添える図書のうち、省令第一条第一項の表に掲げる図書の縮尺については、第二条第一項の規定を準用する。

2 省令第七条第一項のその他所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

一 建築基準法第六条第一項に規定する確認済証の交付を受けた場合にあつては、当該確認済証の写し

二 手数料条例第二条第一項の表三百一の項の認定基準適合証明書類により申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証明しようとする場合にあつては、当該認定基準適合証明書類

三 申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを認定基準適合証明書類以外の書類により証明しようとする場合にあつては、建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証するに足りる書類として知事が認めるもの

四 その他知事が必要と認める図書

3 省令第七条第一項の申請書に添える図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

（建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請の取下げの届出）

第十条 法第三十六条第一項の規定による認定の申請をした者が認定を受ける前にその認定の申請を

取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請取下げ届（様式第七号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

（基準適合認定建築物の所有者の変更の届出）

第十一条 基準適合認定建築物の所有者について一般承継があつた場合の当該一般承継人又は基準適合認定建築物の所有権その他基準適合認定建築物等に必要権原の移転があつた場合の当該移転を受けた者は、遅滞なく、基準適合認定建築物所有者変更届（様式第八号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届

	宮城県知事 殿	届出者の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称	年 月 日
印			
下記の (変更) 認定申請を取り下げたいので、届け出ます。			
(変更) 認定申請年月日	年 月 日		
新築等しようとする建築物の位置			
取 下 げ の 理 由			
備 考			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		
年 月 日			
第 号			
担当者印			

- (備考)
- 1 氏名の記載を自署で行う場合 (法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合) においては、押印を省略することができます。
 - 2 ※欄は記入しないでください。

様式第2号 (第5条関係)

軽微な変更届

	宮城県知事 殿	届出者の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称	年 月 日
印			
建築物エネルギー消費性能向上計画について、省令第4条各号に掲げる軽微な変更をしたので、届け出ます。			
認定年月日及び番号	年 月 日	第 号	
認定に係る建築物の位置			
軽 微 な 変 更 事 項	新		
	旧		
備 考			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄		
年 月 日			
第 号			
担当者印			

- (備考)
- 1 氏名の記載を自署で行う場合 (法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合) においては、押印を省略することができます。
 - 2 ※欄は記入しないでください。

様式第3号 (第6条関係)

認定建築主変更届

宮城県知事 殿		年 月 日	
届出者の住所又は主たる事務所の所在地		氏名又は名称	
印		印	
認定建築主の変更をしたので、届け出ます。			
認定年月日及び番号	年 月 日	第	号
認定に係る建築物の位置			
新		(住所又は主たる事務所の所在地)	
旧		(住所又は主たる事務所の所在地)	
認定建築主の住所及び氏名		(氏名又は名称)	
備 考		(氏名又は名称)	
※ 受付欄		※ 決裁欄	
年 月 日			
第 号			
担当者印			

(備考)
 1 氏名の記載を自署で行う場合 (法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合) においては、押印を省略することができます。
 2 ※欄は記入しないでください。

様式第4号 (第7条関係)

工事完了報告書

宮城県知事 殿		年 月 日	
認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地		氏名又は名称	
印		印	
下記のとおり建築物の工事が完了したので、報告します。			
認定年月日及び番号	年 月 日	第	号
認定に係る建築物の位置			
工事完了年月日	年 月 日		
() 級建築士 () 登録第		号 印	
氏 名		() 知事登録第	
() 級建築士事務所 () 知事登録第		号 印	
エネルギー消費性能の向上のため建築物の新築等が行われたことを確認した建築士等		所在地	
備 考		名 称	
※ 受付欄		※ 決裁欄	
年 月 日			
第 号			
担当者印			

(備考)
 1 氏名の記載を自署で行う場合 (法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合) においては、押印を省略することができます。
 2 エネルギー消費性能の向上のため建築物の新築等が行われたことについて、建築士等が確認した内容の書類を添付してください。
 3 ※欄は記入しないでください。

様式第5号 (第7条関係)

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書

宮城県知事 殿	年 月 日
認定建築主の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称	印
法第32条の規定により知事から報告の求めがあったエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、下記のとおり報告します。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
報告の内容	

様式第6号 (第8条関係)

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

宮城県知事 殿	年 月 日
認定建築主の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称	印
エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめるので、下記のとおり申し上げます。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
取りやめる理由	
備考	

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
担当者印	

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
担当者印	

- (備考)
- 1 氏名の記載を自署で行う場合 (法人にあつては、代表者の氏名を自署で行う場合) においては、押印を省略することができます。
 - 2 ※欄は記入しないでください。

- (備考)
- 1 氏名の記載を自署で行う場合 (法人にあつては、代表者の氏名を自署で行う場合) においては、押印を省略することができます。
 - 2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添付してください。
 - 3 ※欄は記入しないでください。

様式第7号 (第10条関係)

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請取下げ届

宮城県知事	殿	年 月 日
届出者の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 印		
下記の認定申請を取り下げたいので、届け出ます。		
認定申請年月日	年 月 日	
認定を受けようとする建築物の位置		
取下げの理由		
備考		
※ 受付欄	※ 決裁欄	
年 月 日		
第 号		
担当者印		

- (備考)
- 1 氏名の記載を自署で行う場合 (法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合) においては、押印を省略することができます。
 - 2 ※欄は記入しないでください。

様式第8号 (第11条関係)

基準適合認定建築物所有者変更届

宮城県知事	殿	年 月 日
届出者の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 印		
基準適合認定建築物の所有者の変更をしたので、届け出ます。		
認定年月日及び番号	年 月 日 第	号
基準適合認定建築物の位置		
基準適合認定建築物の所有者の住所及び氏名	新	(住所又は主たる事務所の所在地) (氏名又は名称)
	旧	(住所又は主たる事務所の所在地) (氏名又は名称)
備考		
※ 受付欄	※ 決裁欄	
年 月 日		
第 号		
担当者印		

- (備考)
- 1 氏名の記載を自署で行う場合 (法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合) においては、押印を省略することができます。
 - 2 ※欄は記入しないでください。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「別表第二の四」を「別表第二の三」に改める。

第四十二条第一項中「（当該概要書に係る建築物等が宮城県北部土木事務所栗原地域事務所又は宮城県東部土木事務所登米地域事務所の事業担当区域に係るものである場合は、当該土木事務所所在地事務所）を削る。

別表第一の三の項中「、宮城県仙台土木事務所」を「及び宮城県仙台土木事務所」に改め、「及び宮城県東部土木事務所（宮城県東部土木事務所の所管区域のうち宮城県東部土木事務所登米地域事務所の事業担当区域を除く。）」及び「（宮城県東部土木事務所登米地域事務所の事業担当区域に限る。）」を削る。

様式第十一号の三中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。